



発行 新潟県

第66号

令和2年9月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 959 農地を利用する権利の設定に関する裁定の申請（地域農政推進課）
- 960 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 961 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の業務の廃止（食品・流通課）
- 962 許可をすべき皆伐面積の限度（治山課）
- 963 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 964 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 965 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 966 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 967 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 968 交換分合計画の認可（農地整備課）
- 969 交換分合計画の認可（農地整備課）
- 970 公共測量の実施通知（監理課）
- 971 公共測量の実施通知（監理課）
- 972 公共測量の実施通知（監理課）
- 973 公共測量の実施通知（監理課）
- 974 公共測量の実施通知（監理課）
- 975 公共測量の実施通知（監理課）
- 976 公共測量の終了通知（監理課）
- 977 廃川敷地等の発生（河川管理課）

公 告

- 特定調達契約の契約者等（健康対策課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 令和2年度後期技能検定の実施（職業能力開発課）
- 令和2年度技能検定（随時2級、随時3級、基礎級）の等級別実施職種の追加（職業能力開発課）
- 砂利採取業務主任者試験の実施（河川管理課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

公安委員会規則

- 12 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

告 示

◎新潟県告示第959号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関する裁定の申請があった。

令和2年9月1日

新潟県知事 花角 英世

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
小千谷市大字西吉谷字道見丙1764番	田	803
小千谷市大字西吉谷字道見丙1767番	田	1,289

2 申請に係る農地の利用の状況

現に耕作の目的に供されておらず、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

農地法第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定による裁定後に、農地中間管理機構から申請に係る農地の借受を希望する者に当該農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和2年12月	5年	86,525 円

5 意見書の提出

この告示に係る農地の所有者等は、次に掲げるところにより、知事に意見書を提出することができる。

(1) 意見書の記載事項

- ア 意見書の提出者の氏名、及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名)
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用の状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

(2) 提出期限

令和2年9月15日

(3) 提出先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1
新潟県農林水産部地域農政推進課

(4) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送

◎新潟県告示第960号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和2年9月1日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日					
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会							
代表者氏名	代表理事長 今井 長司							
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15							
登録の区分	品位等検査							
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば							
農産物検査を行う区域	農産物検査員				成分検査業務受委託先			
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	伊藤 美貴	新潟県新潟市中央区南笹口1-9-21 エスカイア笹口301	もみ、玄米	K1525012				
備考	略称『新潟県検査協会』令和2年9月1日 農産物検査員1名の氏名・住所変更。検査員合計722名。							

◎新潟県告示第961号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第8項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の業務の廃止の届出があった。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

地域登録検査機関の名称	魚沼農園株式会社
代表者氏名	代表取締役 岩間 操
主たる事務所の所在地	新潟県十日町市中条戊876番地5
休止又は廃止の別	廃止
廃止年月日	令和2年8月19日
廃止しようとする業務	国内産農産物 品位等検査

◎新潟県告示第962号

令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

単位区域名	保安林の種類	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
山北地区	水源かん養保安林	193.16
〃	土砂流出防備 〃	198.58
三面川	水源かん養 〃	694.19
〃	土砂流出防備 〃	190.62
村上市(旧村上市)	干害防備 〃	0.94
〃	保健 〃	0.36
村上市(旧朝日村)	干害防備 〃	3.46
〃	保健 〃	9.80
荒川	水源かん養 〃	303.86
〃	土砂流出防備 〃	46.78
関川村	干害防備 〃	0.40
阿賀野川	水源かん養 〃	1107.82
〃	土砂流出防備 〃	580.90
阿賀町(旧鹿瀬町)	干害防備 〃	0.24
〃	保健 〃	9.00
阿賀町(旧上川村)	干害防備 〃	0.36
阿賀町(旧三川村)	干害防備 〃	0.38
胎内川	水源かん養 〃	82.99
〃	土砂流出防備 〃	73.85
胎内市(旧中条町)	飛砂防備 〃	1.62
〃(旧黒川村)	干害防備 〃	0.12
加治川	水源かん養 〃	350.48
〃	土砂流出防備 〃	125.97
新発田市(旧新発田市)	干害防備 〃	1.04
早出川	水源かん養 〃	224.31
〃	土砂流出防備 〃	56.94
新潟市(旧新津市)	干害防備 〃	1.20
西川	水源かん養 〃	16.14
〃	土砂流出防備 〃	2.26
五泉市(旧五泉市)	保健 〃	0.98
五十嵐川	水源かん養 〃	273.87
〃	土砂流出防備 〃	219.74
刈谷田川	水源かん養 〃	116.94

〃	土砂流出防備	〃	82.80
信濃川中流	水源かん養	〃	39.64
〃	土砂流出防備	〃	101.28
鯖石川	水源かん養	〃	181.14
〃	土砂流出防備	〃	45.92
柏崎市(旧高柳町)	干害防備	〃	1.12
破間川	水源かん養	〃	591.90
〃	土砂流出防備	〃	760.86
北ノ又川	水源かん養	〃	397.82
〃	土砂流出防備	〃	180.36
魚野川	水源かん養	〃	596.31
魚野川	土砂流出防備	〃	951.43
信濃川上流	水源かん養	〃	306.72
〃	土砂流出防備	〃	222.50
魚沼市(旧広神村)	干害防備	〃	2.18
保倉川～渋海川上流	水源かん養	〃	145.04
〃	土砂流出防備	〃	98.00
越道川	水源かん養	〃	5.80
〃	土砂流出防備	〃	44.76
上越市(旧柿崎町)	干害防備	〃	0.90
上越市(旧吉川町)	保健	〃	2.38
関川	水源かん養	〃	350.50
〃	土砂流出防備	〃	219.30
妙高市(旧妙高村)	防風	〃	4.04
上越市(旧板倉町)	干害防備	〃	6.30
上越市(旧三和村)	干害防備	〃	1.60
能生川	水源かん養	〃	263.76
〃	土砂流出防備	〃	140.88
早川～青海川	水源かん養	〃	945.10
〃	土砂流出防備	〃	142.32
上路川	土砂流出防備	〃	95.54
大佐渡	水源かん養	〃	549.08
〃	土砂流出防備	〃	334.87
小佐渡	水源かん養	〃	308.62
〃	土砂流出防備	〃	129.58
佐渡市(旧新穂村)	干害防備	〃	1.66

◎新潟県告示第963号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の金井土地改良区の定款の変更を令和2年8月24日認可した。

令和2年9月1日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第964号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、小千谷市の一部を受益地域とする県営上片貝地区区画整理(農地環境整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間

令和2年9月2日から令和2年10月1日まで

3 縦覧に供する場所

小千谷市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第965号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、刈羽村の一部を受益地域とする県営刈羽長池地区農用地保全施設整備(ため池等整備「一般型」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年9月2日から令和2年10月1日まで

3 縦覧に供する場所

刈羽村役場

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第966号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営五日市大池地区農用地保全施設整備(ため池等整備「老朽ため池」)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和2年9月2日から令和2年10月1日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第967号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する第52条第1項の規定により、六九・中ノ郷地区土地改良事業共同施行から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、令和2年9月2日から令和2年10月1日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年9月1日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
阿賀野市 六九・中ノ郷地区土地改良事業共同施行	六九・中ノ郷 (全換地区)	区画整理(非補助)	換地計画書の写し	阿賀野市役所

1 異議の申し出について

この処分について異議がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年

を経過した場合、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（異議の申出をした場合には(2)）の期間や異議の申出をした場合には、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第968号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

令和2年9月1日

新潟県柏崎地域振興局長

1 交換分合を行う者の名称

柏崎土地改良区

2 地区名

本条地区

3 認可年月日

令和2年8月20日

4 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) なお、正当な理由があるときは、上記(1)の期間を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第969号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、交換分合計画を次のとおり認可した。

令和2年9月1日

新潟県柏崎地域振興局長

1 交換分合を行う者の名称

柏崎土地改良区

2 地区名

畔屋地区

3 認可年月日

令和2年8月20日

4 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) なお、正当な理由があるときは、上記(1)の期間を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第970号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、南魚沼市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花角 英世

1 作業種類 公共測量（地盤変動調査二級水準測量）

2 作業期間 令和2年7月9日から令和2年9月30日まで

3 作業地域 南魚沼市小栗山 地内

◎新潟県告示第971号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（車載写真レーザ測量）
- 2 作業期間 令和2年8月11日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域 北陸地方整備局 管内（新潟県村上市から石川県加賀市）

◎新潟県告示第972号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局松本砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ計測）
- 2 作業期間 令和2年8月17日から令和3年2月5日まで
- 3 作業地域 糸魚川市、上越市（新潟焼山周辺）

◎新潟県告示第973号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県長岡地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（農地環境整備事業 山本地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和2年8月17日から令和3年3月5日まで
- 3 作業地域 小千谷市山本 地内

◎新潟県告示第974号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局国営越後丘陵公園事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和2年8月25日から令和2年10月31日まで
- 3 作業地域 長岡市深沢町一部

◎新潟県告示第975号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間 令和2年8月26日から令和3年1月15日まで
- 3 作業地域 南魚沼市 ほか

◎新潟県告示第976号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、土橋第二地区土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
 - 2 作業期間 令和2年6月1日から令和2年8月17日まで
 - 3 作業地域 上越市土橋第二地区
-

◎新潟県告示第977号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 河川の名称
一級河川信濃川水系みだれ川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和2年9月1日
- 3 廃川敷地等の位置
十日町市新座甲417番27地先から同市新座甲419番18地先まで（みだれ川左岸）
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 145.19平方メートル

公 告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量
RNA抽出・精製自動化システム F480CVD19N 1式（2台）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
福祉保健部健康対策課 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年7月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
島津サイエンス東日本株式会社 新潟支店
新潟県新潟市高志1丁目3番14号
- 5 契約価格
50,072,000円
- 6 契約決定方式
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による。

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 イオン上越寺店
所在地 上越市寺157番地2 外
設置者 株式会社五頭

- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) 午前9時00分から午後9時00分
(変更後) 午前7時00分から午後10時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
 - (変更前) 午前8時30分から午後9時30分
(変更後) 午前6時30分から午後10時30分
- 3 変更年月日
令和2年8月22日
- 4 変更の理由
イオンリテール株式会社の営業時刻を変更するため。
- 5 届出年月日
令和2年8月21日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和2年9月1日から令和3年1月1日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 イオン下門前店
所在地 上越市下門前1870番地 外
設置者 株式会社五頭 他1者
- 2 変更しようとする事項
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ・イオンリテール株式会社
(変更前) 午前9時00分から午後9時00分
(変更後) 午前7時00分から午後10時00分
 - (2) 来客が駐車場を利用できる時間帯
 - ・駐車場1
(変更前) 午前8時30分から午後9時30分
(変更後) 午前6時30分から午後10時30分
 - (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - ・荷さばき施設2
(変更前) 午前1時00分から午前4時00分
(変更後) 午後10時00分から翌午前6時00分
- 3 変更年月日

令和2年8月22日

4 変更の理由

イオンリテール株式会社の営業時刻を変更するため。

5 届出年月日

令和2年8月21日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

令和2年9月1日から令和3年1月1日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電 話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

令和2年度後期技能検定の実施について(公告)

職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令24号)第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 実施する検定職種

(1) 特級

鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形及びパン製造

(2) 1級及び2級

造園、さく井、金属溶解(鋳鋼溶解に係るものに限る。)、鍛造(ハンマ型鍛造及びプレス型鍛造に係るものに限る。)、粉末冶金(焼結に係るものに限る。)、金型製作(プラスチック成形用金型製作に係るものに限る。)、建築板金、工場板金(機械板金及び数値制御タレットパンチプレス板金に係るものに限る。)、機械検査、電気機器組立て(シーケンス制御の学科に係るものに限る。)、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造(婦人子供既製服縫製に係るものに限る。)、和裁、プリプレス、製本、パン製造、菓子製造、みそ製造(学科に係るものに限る。)、建築大工、かわらぶき、左官(学科に係るものに限る。)、ブロック建築(学科に係るものに限る。)、配管(建築配管に係るものに限る。)、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工(アスファルト防水工事、合成ゴム系シート防水工事、塩化ビニル系シート防水工事及び改質アスファルトシートトーチ工法防水工事に係るものに限る。)、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、機械・プラント製図(機械製図手書き及び機械製図CADに係るものに限る。)、電気製図、金属材料試験(組織試験に係るものに限る。)、塗装(鋼橋塗装に係るものに限る。)、広告美術仕上げ(広告面ペイント仕上げ及び広告面粘着シート仕上げに係るものに限る。)、義肢・装具製作(義肢製作に係るものに限る。))及びフラワー装飾

(3) 3級

造園、機械加工(普通旋盤、フライス盤及びマシニングセンタに係るものに限る。)、仕上げ(機械組立仕上げに係るものに限る。)、機械検査、電子機器組立て(学科に係るものに限る。)、電気機器組立て(シーケンス制御の学科に係るものに限る。)、冷凍空気調和機器施工、和裁、建築大工、かわらぶき、左官(学科に係るものに限る。)、ブロック建築(学科に係るものに限る。)、配管(建築配管に係るものに限る。)、鉄筋施工(鉄筋組立てに係るものに限る。)、テクニカルイラストレーション(テクニカルイラストレーションCADに係るものに限る。)、機械・プラント製図(機械製図CADに係るものに限る。)、貴金属装身具製作、舞台機構調整、商品装飾展示及びフラワー装飾

(4) 等級を区分しないもの(単一等級)

バルコニー施工

2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検定の受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料

(7) 特級

検定職種	受検手数料	
	一 般	在校生
鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造	17,300円	11,500円

(イ) 1級及び単一等級

検定職種	受検手数料	
	一 般	在校生
造園、さく井、金属溶解、鍛造、粉末冶金、金型製作、建築板金、工場板金、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、プリプレス、製本、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、フラワー装飾、バルコニー施工	17,300円	11,500円
機械検査、婦人子供服製造	14,300円	9,500円
和裁、機械・プラント製図、電気製図	12,700円	8,400円

(ウ) 2級及び3級

検定職種	受検手数料			
	35歳以上		35歳未満	
	一 般	在校生	一 般	在校生

造園、さく井、金属溶解、鍛造、粉末冶金、機械加工、金型製作、建築板金、工場板金、仕上げ、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、プリプレス、製本、パン製造、菓子製造、建築大工、かわらぶき、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、カーテンウォール施工、ガラス施工、金属材料試験、塗装、貴金属装身製作、広告美術仕上げ、義肢・装具製作、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾	17,300円	11,500円	8,300円	2,900円
機械検査、婦人子供服製造	14,300円	9,500円	5,300円	2,900円
和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図、電気製図	12,700円	8,400円	3,700円	2,900円

注 (ア)、(イ)及び(ウ)において「在校生」とは、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第64条の4第3項第1号から第3号まで、第3号の3、第5号及び第7号に掲げる者並びにこれらに準じて取り扱うことが適当であると知事が認める者をいう。

注 (ウ)においての「35歳未満」とは、令和2年4月1日現在において35歳に達していない者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）をいう。

イ 実施期日

令和2年12月4日（金）から令和3年2月21日（日）までの間において指定する日に行う。

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

エ 問題の公表

実技試験問題は、令和2年11月27日（金）に新潟県職業能力開発協会で発表する。ただし、一部の職種については行わない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100円

イ 実施期日

検定職種	実施期日
1級及び2級 金属溶解、鍛造、機械検査、電気機器組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験 3級 電気機器組立て、配管	令和3年1月24日（日）

<p>特級 鋳造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、プラスチック成形、パン製造</p> <p>1級及び2級 さく井、金型製作、工場板金、自動販売機調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、和裁、製本、パン製造、みそ製造、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図</p> <p>3級 造園、冷凍空気調和機器施工、和裁、機械・プラント製図、貴金属装身具製作 単一等級 バルコニー施工</p>	<p>令和3年1月31日(日)</p>
<p>1級及び2級 半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、プリプレス、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ、義肢・装具製作</p> <p>3級 機械検査、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、テクニカルイラストレーション</p>	<p>令和3年2月7日(日)</p>
<p>3級 機械加工、仕上げ、電子機器組立て、左官、ブロック建築、舞台機構調整、商品装飾展示、フラワー装飾</p>	<p>令和3年2月11日(木・祝)</p>
<p>1級及び2級 造園、粉末冶金、建築板金、左官、ブロック建築、フラワー装飾</p>	<p>令和3年2月14日(日)</p>

ウ 実施場所

試験は、新潟県職業能力開発協会が通知する場所で行う。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類等

- ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)
- イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面の写し
- ウ 受検手数料
- エ 本人確認書類

(2) 提出先

新潟県職業能力開発協会
 所在地 〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2(新潟県公社総合ビル4階)
 電話 025-283-2155

(3) 受付期間

令和2年10月5日(月)から令和2年10月16日(金)まで

(4) 受検申請に関する注意

- ア 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験であり、受検するためには原則として一定の実務経験が必要になる。
- イ 申請書の用紙及び受検案内は、新潟県職業能力開発協会で作成する。なお、申請書用紙の郵送を求める場合は、新潟県職業能力開発協会へ問い合わせること。
- ウ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。なお、郵送による申請は、受付期間内の消印があるもの限り受け付ける。
- エ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者は、前記1に掲げる検定職種以外の職種につ

いても受検申請ができる。

5 受検手数料の納入方法

実技試験の受検手数料の額（前記3の(1)のアに定められた額）及び学科試験の受検手数料の額（3,100円）を申請書に添えて納入すること。なお、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る受検手数料の納入は要しない。また、申請書を受け付けた後は、申請取消し及び試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。

6 合格者の発表等

(1) 合格者の発表

令和3年3月19日（金）に新潟県ホームページに技能検定合格者の受検番号を掲示する。

(2) 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者及び不合格者については、新潟県職業能力開発協会が書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名の、2級及び3級については県知事名の合格証書が交付される。このほか、厚生労働大臣から技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付される。

7 その他

技能検定の詳細については、新潟県職業能力開発協会（電話：025-283-2155）又は新潟県産業労働部職業能力開発課（電話：025-280-5263）へ問い合わせること。

令和2年度技能検定（随時2級、随時3級、基礎級）の等級別実施職種の追加について（公告）

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令24号）第66条第3項の規定に基づき、令和2年3月31日に公告した令和2年度技能検定（随時2級、随時3級、基礎級）の等級別実施職種について次のとおり追加公示する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花角 英世

1 等級別実施職種

(1) 随時2級

さく井（ロータリー式さく井工事）及び強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）

(2) 随時3級

さく井（ロータリー式さく井工事）及び強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）

(3) 基礎級

さく井（ロータリー式さく井工事）及び強化プラスチック成形（手積み積層成形に係るものに限る。）

砂利採取業務主任者試験の実施について（公告）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、令和2年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和2年9月1日

新潟県知事 花角 英世

1 試験の日時及び場所

令和2年11月13日（金曜日） 午前10時から正午まで
新潟市中央区新光町6番地7 新潟自治労会館 601・602会議室

2 受験手続

(1) 受験願書請求先

新潟県土木部河川管理課
県内各地域振興局地域整備部又は津川地区振興事務所

(2) 受験願書提出先

新潟県土木部河川管理課

(3) 受験願書受付期間

令和2年9月18日午前8時30分から令和2年10月16日午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とし、郵送の場合は、令和2年10月16日付け消印のあるものまでを有効とする。

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院における寝具設備等の賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年9月1日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院 寝具等の賃貸借契約 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日まで

(4) 履行場所

新潟県立新発田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 平成29年1月1日以降12ヶ月以上継続して400床以上の病床数を有する病院において寝具設備等の賃貸借の業務実績があり、当該業務実績証明書を提出した者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(8) 当該業務に従事するクリーニング師がクリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。

(9) 一般社団法人日本病院寝具協会の業務代行保証を受けていること。

(10) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する寝具類洗濯業務の医療関連サービスマークの認定を受けていること。

(11) 新潟県内に本店又は支店などの営業拠点をもつもの。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588

新潟県新発田市本町1丁目2番8号

新潟県立新発田病院経営課経営係

電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年9月17日（木）午前10時30分

新潟県立新発田病院 5階 大会議室

5 本件入札に係る参加確認書類の提出

(1) 入札希望者は令和2年9月10日午後3時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認書類を持参又は郵

送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和2年9月10日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。

- (2) 入札参加確認書類の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認書類の様式は入札説明書による。

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数(36)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約保証金は、契約金額を契約期間の月数(36)で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立新発田病院における病衣(患者衣)の賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年9月1日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量

新潟県立新発田病院 病衣(患者衣)の賃貸借契約 一式

- (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

- (3) 履行期間

令和2年10月1日から令和5年9月30日まで

- (4) 履行場所

新潟県立新発田病院

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (6) 平成29年1月1日以降12ヶ月以上継続して400床以上の病床数を有する病院において病衣等の賃貸借の業務実績があり、当該業務実績証明書を提出した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) 当該業務に従事するクリーニング師がクリーニング業法に基づくクリーニング師研修を受講済みであること。
- (9) 一般社団法人日本病院寝具協会の業務代行保証を受けていること。
- (10) 一般財団法人医療関連サービス振興会が認定する寝具類洗濯業務の医療関連サービスマークの認定を受けていること。
- (11) 新潟県内に本店又は支店などの営業拠点をもつもの。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課経営係
電話番号 0254-22-3121 内線2517

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年9月17日(木) 午前11時00分
新潟県立新発田病院 5階 大会議室

5 本件入札に係る参加確認書類の提出

- (1) 入札希望者は令和2年9月10日午後3時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和2年9月10日に必着させるとともに、簡易書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加確認申請書の提出場所は3(1)とする。
- (3) 入札参加確認申請書の様式は入札説明書による。

6 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数(36)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (3) 契約保証金

契約保証金は、契約金額を契約期間の月数(36)で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第12号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月1日

新潟県公安委員会

委員長 阿部 隆

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
新潟西警察署	(略)	新潟市 西区み ずき野 2丁目	新潟市西区のうち赤塚、 神山、木山、坂田、中 権寺、藤蔵新田、東山、 みずき野1・2・3・ 4・5・6丁目、谷内、 山崎、四ツ郷野、大潟、 大友、小見郷屋、笠木、 金巻新田、勘助郷屋、 小瀬、新通の一部、曾 和、田潟、高山、田島、 道河原、中野小屋、早 潟、藤野木、保古野木、 前野外新田、明田、與 兵衛野新田	新潟西警察署	(略)	新潟市 西区赤 塚	新潟市西区のうち赤塚、 神山、木山、坂田、中 権寺、藤蔵新田、東山、 みずき野1・2・3・ 4・5・6丁目、谷内、 山崎、四ツ郷野
	越後赤塚駅前駐在所				赤塚駐在所		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	中野小屋駐在所	新潟市 西区中 野小屋	新潟市西区のうち大潟、 大友、小見郷屋、笠木、 金巻新田、勘助郷屋、 小瀬、新通の一部（通 称中才）、曾和、田潟、 高山、田島、道河原、 中野小屋、早潟、藤野 木、保古野木、前野外 新田、明田
	(略)				(略)	(略)	
(略)				(略)			

附 則

この規則は、令和2年9月16日から施行する。